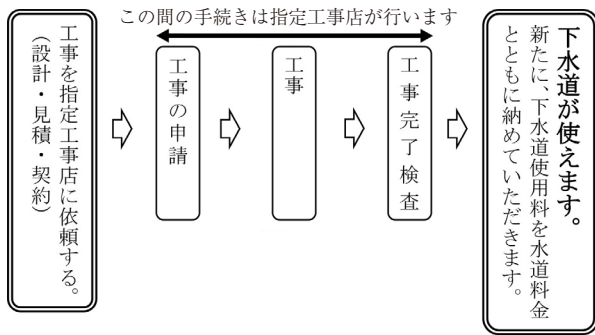


下水道に接続しましょう！

下水道が使えるようになったら(下水道が整備されたら)、遅滞なく下水道に接続しましょう。これは、下水道法という法律で義務付けられています。(下水道法第10条)なお、「くみ取りトイレ」は、供用開始後3年以内に水洗トイレに改造し、下水道に接続することが義務付けられています。(下水道法第11条の3)

○下水道に接続するには、排水設備を下水道へ接続・切替えをする工事が必要です。
(工事費用は自己負担)

○下水道が使えるまでの流れ



○工事は指定工事店に依頼してください

工事をする場合は、知立市下水道事業排水設備工事指定工事店に依頼してください。指定工事店以外で行うと、無資格工事となり工事のやり直しや罰則が科せられます。(市下水道条例第7条、第34条)

指定工事店は、工事の施工に必要な知識や技術を持っていると市が認め指定した業者で、接続に必要な申請等も代行します。

指定工事店は、市ホームページまたは下水道課で確認できます。

※排水設備とは、家庭から出る生活排水をトイレの排水と一緒に下水道へ流すための排水管や、ますなどの設備をまとめています。
※工事費用は内容や条件によって異なりますので、複数の指定工事店から見積もりをとり、分からないことはよくご相談されることをお勧めします。

○改造資金の融資をあっせんします

市では水洗化を促進するため、下水道の供用開始の日から**3年以内**に限り、今まで使用していたくみ取りトイレから水洗トイレへの改造工事や、浄化槽を廃止して下水道に接続する工事をされる人を対象に工事資金の融資あっせん制度を設けています。

○浄化槽転用補助制度

今まで使用していた浄化槽を、敷地内に降った雨水を貯留する施設として転用するための改造をされる場合の補助金制度もあります。ぜひご活用ください。

令和4年度から新たに下水道接続補助事業が始まります

令和4年度から、くみ取りトイレ、または浄化槽から下水道へ接続する改造工事をされる人を対象に補助金を交付する下水道接続補助事業を創設します。

○補助対象者 供用開始から3年以内にくみ取りトイレ、または浄化槽から下水道へ接続する改造工事をする人(新築、改築、増築に伴う場合を除く)

※ただし、令和6年度までは、供用開始から3年経過していても対象とします。

○補助対象金額 工事費(上限20万円)

問 下水道課 下水庶務係 ☎95-0159

有料
広告

愛知 刈谷樹木葬墓地 愛知県刈谷市半城土町乙本郷81 (願行寺内)

永代供養 宗教自由 後継者不要

50年間個別供養

3霊まで納骨可 1区画 45万円～

価格に永代供養料・墓地使用料が含まれています。別途墓石代がかかります。
※護持費(管理費):年間2,000円 (50年分一括払い50,000円)
生前にお求めの方(寿陵):一括払い45,000円

供養で未来を創る

aiemu

愛樹木葬 墓石 葬儀

株式会社 アイエム
東京都中央区京橋2-8-1 八重洲中央ビル6階
西日本支社:愛知県名古屋市中区北區金城町2-6-703

ご見学希望・お問合せは
愛樹木葬のアイエムお客様相談センターへ
前日までに下記フリーダイヤルでご予約ください。

0120-501-373

電話受付時間:午前10時～午後4時 現地見学時間:午前10時～午後4時

広告 相続税の申告、相談、
コンサルタント業務に特化
まずは、お気軽にご相談ください。(初回は、相談無料)

**相続税に強い
榊原税理士事務所**

知立市弘栄三丁目40番地
税理士 榊原貞昭 (東海税理士会所属)

☎ 0566(81)9758

※「広報ちりゅう」発行経費の一部に充てるため、有料広告を掲載しています。内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

